

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 19 日現在

機関番号：34316

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25590025

研究課題名(和文)高齢者・障害者施設の利用者の資産保護と施設運営法人の役員責任・内部統制

研究課題名(英文)The property protection of the senior person and the handicap person in their use disabilities facilities and the operation corporation

研究代表者

今川 嘉文 (IMAGAWA, YOSHIKUMI)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：30295729

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)： 高齢者・障がい者施設における利用者の資産保護と施設運営法人の内部統制をテーマとして、各種法人(社会福祉法人・一般法人・医療法人・学校法人・宗教法人・NPO法人・株式会社等)との比較において、次の内容を考察した。第1に、高齢者・障がい者施設の運営法人のガバナンス・役員責任、第2に、内部統制の具体的内容、第3に、当該施設の金銭管理の課題・外部機関(家庭裁判所・金融機関・専門職・NPO法人等)との連携協力のあり方、第4に、後見制度支援信託の課題、第5に、福祉型民事信託と運営法人との関係・提携、等である。

研究成果の概要(英文)： I reserched the property protection of the senior person and the handicap person in their use disabilities facilities and the operation corporation;

1st, the governance of the corporation, 2nd, the internal contorol of the corporatin, 3rd, the legal problem of money management of the senior person and the handicap person in the facilities, 4th, a problem of guardianship institutional support entrusting, 5th, the relation between the welfare type civil trust and the facilities.

研究分野： 商事法

キーワード： 社会福祉法人の運営 内部統制 民事信託 高齢者・障がい者施設 福祉型信託 高齢者・障がい者の財産管理 各種法人の 高齢者・障がい者の資産保護 後見制度支援信託

1. 研究開始当初の背景

本研究は、高齢者・障害者施設の利用者の資産保護と施設運営法人のガバナンスおよび役員責任のあり方を、会社法適用会社および各種法人の役員責任と横断的に比較検討する。その際、後見制度支援信託・他の福祉型民事信託を活用した高齢者・障害者の資産保護を実証的に検討する。会社法適用会社ではなく、各種法人の役員責任に関する詳細な検討はされていない。諸外国では、福祉型民事信託を活用した高齢者・障害者の資産保護について、米国（裁判所の関与が強いが、その具体的内容）、ドイツ（詳細な制定法はなく判例・学説）、フランス（信託の契約自由の原則が中心であり、損害賠償責任の具体的内容）との比較を行うことは、わが国の福祉型民事信託の活用を検討するうえで有益である。高齢者・障害者の資産保護を民事信託の活用の観点から学術的考察は皆無に近い。

2. 研究の目的

会社法適用会社だけでなく、各種法人の役員は多大な権限を有し、権限の濫用を含む任務懈怠により法人または第三者に損害を被らせることが少なくない。しかし、各種法人の個別法規は、会社法のように詳細な役員責任および内部統制に関する規定がない。多数の判例および学説が集積する会社法適用会社の役員責任と各種法人のそれを比較検討することは、役員責任に対する責任追及および法規制のあり方並びに内部統制のあり方を考察するうえで有益である。また、上場会社ではなく、中小規模の会社法適用会社と各種法人の役員責任および内部統制のあり方を比較することが実態に近い。近年、法人の役員責任および内部統制に多大の関心が向けられ、役員責任の免責・軽減、回避等の手段、その法理、責任の範囲、責任の種類、責任追及のあり方が、より問われるようになっている。本研究は、従来詳細な研究がなされ

てこなかった「高齢者・障害者施設の利用者の資産保護と施設運営法人の役員責任・内部統制」を実証的かつ比較法に検討し、各種法人の役員責任および内部統制のあり方を具体的に提言するものである。

3. 研究の方法

本研究は、高齢者・障害者施設の運営法人の役職員による利用者の財産に係る適切管理・違法処分の対策と法的課題、利用者の判断能力別の対応と法的課題、利用者資産の管理取り扱い規程の内容と課題、後見支援信託制度の利用と法的課題、高齢者・障害者保護に関連する各種信託（福祉型信託）の利用と法的課題、を検討する。実証研究を重視するため、各種法人に多数のヒアリング調査を行う予定である。

第1に、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会（民間社会福祉事業法人が加盟）、全国の社会福祉法人の役員研究会、日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会の企業法務研究会、公益法人研究会（メンバーは、社団・財団法人の役員、司法書士、弁護士、税理士、大学研究者等）において、高齢者・障害者施設の運営の具体的問題を検討対象として、高齢者・障害者の資産管理のあり方（民事信託を含む）の検討、理論考察および議論を行う。第2に、多数の事案が集積する全国の一般法人および公益法人、社会福祉法人で実地調査・ヒアリング調査を行う。例えば、社会福祉法人等の高齢者・障害者施設の運営法人の役員の責任論（対法人・対第三者責任）、内部統制システムの具体的あり方、ガバナンス論を、株式会社、持分会社の各役員、LLPおよび各種法人の業務執行者との比較において検討する。

4. 研究成果

(1) 問題点の所在

高齢者・障害者施設が利用者（高齢者・障害者）から依頼を受けて、預金通帳、印鑑、現金、有価

証券等を保管することが多い。利用者の判断能力が十分でないこともあり、多額の現預金・有価証券、高額な動産等を高齢者・障害者施設が預かることは、トラブルを生ずる結果となっている。例えば、利用者の家族から施設に資産の保管を依頼された場合、家族に利用者の金銭等を預ける権限を有していないことがある、利用者の家族が施設に預けられた資産を利用者の承諾なく、強引に引き渡しを要求し、消費することがある、利用者による根拠なき苦情（施設全体でだましている等）にいかに対応するのか、施設が利用者の資産を強制的に管理し、毎月一定額を徴収することがある。また、施設による資産流用、職員等による利用者資産の使い込みが発生することがある。

利用者の意思確認・意思表示が重要であり、本人の判断能力の有無・程度は個別に判定することが求められる。例えば、ア) 契約の内容・難易度（管理方法、金額等）、イ) 契約内容が本人に有利か不利か（受益内容、費用等）、ウ) 契約の動機（自主的か、強制的か）、などである。

例えば、高齢者・障害者施設を運営する社会福祉法人は、経営の原則に基づき、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない（社会福祉法人法 24 条）。利用者の金銭を管理する場合、施設における防犯管理の強化、利用者自身が安全に保管できるシステムの整備、利用者の家族による経済的虐待の対応、施設及び職員の不祥事防止の体制構築が問題となる。

本研究は高齢者・障害者施設における利用者の資産保護と運営法人の内部統制をテーマとして、次の内容について考察する。高齢者・障害者施設における利用者の判断能力別の対応及び利用者資産の管理取り扱い規程、後見支援信託制度の利用及び法的課題である。高齢者・障害者施設の運営法人（一般法人、社会福祉法人、医療法人、宗教法人）における役員責任及びガバ

ナンスのあり方、高齢者・障害者保護に関連する福祉型の民事信託の利用と法的課題、である。

（２）高齢者・障害者施設の利用者の金銭管理

ア) 金銭管理の課題対策 高齢者・障害者施設では、利用者から依頼を受けて、預金通帳、印鑑、現金、カード、有価証券等を、社会福祉法人である施設側が保管することが多い。利用者の判断能力が十分でないこともあり、多額の現預金、有価証券、高額な動産等の預かりは、できるだけ控えるべきといえる。また、利用者の家族から金銭等の保管を依頼された場合、家族に利用者の金銭等を預ける権限を有しているかの確認をすることが必要であろう。

イ) 管理方法 高齢者・障害者施設である社会福祉法人等が利用者の金銭を管理する場合、施設における防犯管理の強化に加え、利用者自身が安全に保管（鍵の設置等）できるシステムの整備が求められる。未整備は、善管注意義務違反に該当する可能性がある。管理が不十分な場合、行政指導・処分（改善勧告・命令・事業者指定の取消処分）の対象となるであろう。苦情が多い利用者（例えば、事実に反して、お金をもらっていない、施設全体でだましている等の苦情）には、金銭管理及び金銭の引出しの拒否又はその警告をすることも必要であろう。

イ) 取り扱い規程 利用者の金銭を管理する場合、契約書の締結・意思確認は前提となる。契約書に、管理内容を明記し、利用者全員に手順手引きを配布する必要がある。全利用者に、画一的な「取り扱い規程」が前提である。「取り扱い規程」には、管理の申出、責任者の明示（保管・出納・購入等）、金銭出納手続、入金手続、出金手続、金銭以外の保管・返還手続、帳簿等の照合手続、管理確認の手続、利用者への通知手続、保管委員会、手数料、管理の解除規定、秘密保持、（利用者の家族等による）経済的虐待の市町村への通報、利用者本人の管理、損害賠償・免責規定、個人情報取扱規定、などを明記すべきであろう。

ウ) 外部機関との連携協力 後見支

援信託制度の利用として、多額の金銭を預かることになる場合、後見制度支援信託を利用することが考えられる。

金融機関との関係として、利用者から具体的依頼・指示を受けて、一定金額を、預金口座等から引き出す場合、金融機関に、事前の説明及び承諾を求めている必要がある。金融機関の担当者に施設に訪ねてもらったことも有用であろう。専門職・家族会・NPO 法人等の利用、業界内で NPO 法人の設立、外部専門家のチェックが考えられる。

(3) 後見制度支援信託の活用と課題

本研究では、制度の意義、制度の利点（後見人の悪用防止、後見人の負担軽減、親族紛争の防止）後見制度支援信託契約の内容（契約締結の手順、信託の当事者、法定後見人の事務、信託銀行等の事務）、信託財産、信託契約の終了、専門職の関与のあり方、を考察した。後見制度支援信託の問題点と対処として、次が指摘できる。

後見制度支援信託の問題点として、第1に、被後見人の財産を信託するため、法定後見人が被後見人の状況に応じて金銭を柔軟に使用できなくなるのではないかと。第2に、信託できる財産は金銭に限定されるため、被後見人の財産が株式又は不動産等を含む場合、後見制度支援信託を利用できないのではないかと。第3に、後見制度支援信託を活用する場合、弁護士・司法書士等の士業関係者である専門職後見人及び信託銀行等に多額の報酬を要し、被後見人の経済的負担が大きいのではないかと、などが指摘できる。

問題点の対処として、第1の問題については、法定後見人が管理する口座の金銭残高を、被後見人の金銭ニーズに柔軟かつ的確に対応できるように設定することが求められる。また、家庭裁判所が定期交付金・一時交付金の払い戻しに係る指示書を迅速に発行する体制が求められるであろう。第2の問題につ

いては、信託財産は信託契約時及び信託終了時ともに金銭に限定されるため、被後見人が有する現預金が対象となる。被後見人が有する株式・社債・投資信託等の金融商品については、信託のために金融商品を換金すれば、被後見人に不利益となることがある。そのため、被後見人の意思（例えば、遺言がある場合、その内容）及び財産保護の必要性に照らし個別に検討することが求められる。また、被後見人が有する財産のうち、金融商品又は不動産等が占める割合が大多数でなければ、後見制度支援信託を利用する意義は大きいといえる。第3の問題については、後見制度支援信託の利点は、費用の負担軽減という面がある。例えば、商事信託及び民事信託と異なり、後見制度支援信託は信託登記が不要である。また、信託財産は指定金銭信託として運用され、信託銀行等が受け取る信託報酬は運用益から所定割合で生じるため、信託財産の元本が取り崩されない。信託契約の締結時、信託契約期間の毎一定時、定期金の交付時、信託契約の変更時などにおいて、信託銀行等が個別に定める手数料は徴収される。

(4) 高齢者・障害者施設運営法人の内部統制

高齢者・障害者施設を運営する一般法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人を比較対象として、これら各種法人の役職員による利用者の財産に係る不適切理・違法処分等の不祥事対策と法的課題について検討する。例えば、高齢者・障害者施設の運営法人の責任、同法人の役職員の責任、行政の取組みなどに類型化して検討した。内部統制システムの具体的な内容では、理事の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制（文書管理規程の制定、責任者、責任部署の設置、情報保存の方法、保存場所、保存期間の設定、閲覧謄写の確保に対する体制等）、損失の危機管理に関する規程その他の体制（リスク管理の基本的な方針・規程の策定、リスク管理の担当部署の設置、リスクが発

生する可能性・頻度、発生した場合の影響の大きさの分析、リスク管理のモニタリング、リスクが現実化した場合の対処方法等)、理事の職務執行の効率性を確保する体制(理事会及び運営会議の効率化・機能強化・合理化の取組内容、組織規程の設定、役員及び使用人の各役割分担、職務分掌及び指揮命令系統、短中期の経営計画の策定等)、役員・職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保する体制(コンプライアンスに関する指針・諸規定の策定、コンプライアンス委員会の設置等のコンプライアンス推進のための社内体制、コンプライアンスに関する教育・研修の実施、内部監査部門等によるモニタリング、内部通報制度、懲罰事項、反社会的勢力への対応等)、監事の職務の補助使用人及び独立性に関する事項(監事が補助使用人を求めた場合に補助使用人を置くのかどうか、当該補助使用人は他の部署と兼務するのか、補助使用人の人数・地位、会計・法務などの一定の専門分野に精通したものとするのか等)、理事及び職員の監事への報告に関する事項(理事、内部監査部門、使用人等が監事に報告すべき事項の内容、報告方法、監事への直接報告制度、監事の重要な会議の議事録・資料・棄議書等の回付、閲覧権限の保障等)、監事の監査の実効性を確保する体制(監事と理事との定期的な会合・意見交換、内部監査部門・会計監査人との情報交換その他の連携、法律・会計・財務等の分野を専門とする社外監事の選任等)等が問われる。

(5) 福祉型民事信託の活用と課題

わが国では、高齢化及び核家族化が急速に進み、高齢者及び障害者の財産管理を法的に保護し、委託者の要求又は財産の状況にあわせたスキームの構築が求められている。また、高齢者又は障害者自身、配偶者その他の親族の生活保障に加え、委託者が会社を営んでいる場合、後継者の確保による事業の維持及び承継等をいかにスムーズに行っていくかは、当事者だけでなく、社会全般に係る問題である。当該問題に対処する手段として、福祉型民事信託の活用が考えられる。従来、信託は信託兼営金融機関及び信託会社が内閣総理大臣の免許を受けて信託業を営む商事

信託が中心であった。しかし、信託法の抜本改正により、民事信託の積極的な活用が期待されている。福祉型民事福祉信託の概念は多岐にわたるため、本研究では、目的信託、受益者連続型信託、家族信託、遺言代用信託、年金信託、公益信託について検討をする。受託者が信託を営利目的で継続反復して行うか否かにより、民事信託及び商事信託に分類できる。民事信託は、信託の受託者が限定された特定の者を相手として、営利を目的とせず、継続反復しないで引き受ける信託である。個人・法人、中小企業の経営者、地域社会等の意図を実現するため、委託者と受託者の間で独自の信託契約を締結し、様々なコストを抑えつつ、信託のメリットを生かし、様々なコストを抑えることができる。具体的には、自己信託、限定責任信託、知的財産権の信託、金銭信託など多岐にわたる。

商事信託と異なり、民事信託の受託者は欠格事由に該当しなければ、自然人又は法人を問わない。民事信託会社の設立には免許・登録等は不要である。信託の担い手が拡大し、商事信託だけでなく民事信託の積極的な活用が期待されている。反面、民事信託の活用場面は拡大したが、「具体的」にどのように実務上活用でき、そのメリット及びデメリットは、他の法制度を活用する場合の比較において、どのようなものがあるのかについて、詳細な検討は極めて少ない。信託の具体的な活用は、従来の信託銀行及び信託会社等の金融機関だけの問題ではなく、個人が受託者として担い手となれるが、当該個人及びそれを取り巻く利害関係者に多大の影響を与える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

今川嘉文、各種法人の役員責任と資産運用のリスク管理(6)、先物・証券取引被害研究、査読有、43号、2014、87~96

今川嘉文、共済事業の法的課題と運営法人のガバナンス、信託研究奨励金論集(一般社団法人信託協会)、査読有、35巻、

113～132

今川嘉文、各種法人の役員責任と資産運用のリスク管理(5)、先物・証券取引被害研究、査読有、42号、2014、84～88

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

今川嘉文、中央経済社、投資取引訴訟の理論と実務(第2版)、2014、480

今川嘉文、日本加除出版、企業法務ガイド～判例活用編、2014、313

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今川嘉文 (IMAGAWA, Yoshifumi)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：30295729

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：